

## 始良・伊佐地域生活支援実証事業（タクシー運転手就労支援金）実施要領

### 第1 目的

この要領は、始良・伊佐地域（霧島市，伊佐市，始良市及び湧水町をいう。以下同じ。）において、新たに運転手を雇用する始良・伊佐地域のタクシー事業者に対してタクシー運転手就労支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、タクシー業界への就職を促進し、運転手不足の解消を図ることで、移動に困っている方の支援につなげることを目的とする事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領において、用語の定義は次に定めるところによる。

- 1 タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の許可を受ける事業者（福祉輸送事業限定の許可のみを受ける事業者を除く。）をいう。
- 2 日本版ライドシェア タクシーが不足する地域，時期及び時間帯において，地域の自家用車や一般ドライバーを活用して法第78条第3号の許可を得て行う有償運送をいう。
- 3 車両 タクシー事業又は日本版ライドシェアに用いられる乗車定員11人未満の車両をいう。
- 4 運転手 車両を，タクシー事業又は日本版ライドシェアにおける顧客の輸送のために運転する者で，タクシー事業者が正規雇用する者をいう。
- 5 正規雇用 次の要件を全て満たす雇用形態をいう。ただし，運転手のうち日本版ライドシェアに従事する者については，始良・伊佐地域振興局長が正規雇用と同等と認める雇用形態をいうものとする。
  - (1) タクシー事業者が直接雇用し，かつ，期間の定めのない雇用であること。ただし，期間の定めのある雇用の場合にあっても，支援金の交付に係る運転手が希望すれば自動更新になる場合を含むこととする。
  - (2) 1週間の所定労働時間が，同一の事業者には雇用されている通常の労働者と同等である労働契約を締結し，かつ，1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
  - (3) 雇用保険に加入していること。
  - (4) 厚生年金及び健康保険に加入していること。

### 第3 申請主体

申請主体は、始良・伊佐地域に営業所を有し、かつ、始良・伊佐地域において旅客の運送を行っているタクシー事業者（以下「事業者」という。）とする。

### 第4 交付対象者

交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- 1 支援対象者に支援金と同等の金銭を支給した者であること。

なお、支援対象者は、次の要件のいずれも満たす者とする。

  - ア 県内に住民登録を行っている者であること。
  - イ 令和7年6月1日から同年12月12日までに、新規に又は復職して正規雇用された者であること。
  - ウ 始良・伊佐地域内のタクシー事業者から新たに転職した者ではないこと。
  - エ 令和7年6月1日以降に新規雇用又は復職した日から3か月以上就業を継続

している者で、引き続き就業を継続する意思を有するものであること。

オ 都道府県税の滞納がない者

カ 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

キ アからカまでのほか、始良・伊佐地域振興局長が支援対象者として不適切と判断した者ではないこと。

2 都道府県税の滞納がないこと。

3 政治団体、宗教上の組織又は団体等でないこと。

4 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。

#### 第5 交付申請書に添付すべき書類

支援金の交付を受けようとする事業者は、要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、始良・伊佐地域振興局長に提出するものとする。

1 事業計画書（別記第1号様式）

2 収支予算書（別記第2号様式）

3 誓約書兼同意書（別記第3号様式）

4 支援対象者に係る雇用契約書の写し

5 支援対象者が提出した履歴書の写し

6 事業の認可を証する書類の写し

#### 第6 支援金額

支援金額は、支援対象者1人当たり150千円とし、支援対象者が県外から県内に移住した者の場合は1人当たり200千円とする。

※ 「県外から県内に移住した者」とは、県内に移住してから3か月以内に就職し、かつ移住後の初めての就業が始良・伊佐管内のタクシー事業者である者のことをいう。

#### 第7 変更申請書に添付すべき書類

1 事業変更計画書（別記第1号様式）

2 変更収支予算書（別記第4号様式）

#### 第8 実績報告書に添付すべき書類

要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

1 事業実績書（別記第1号様式）

2 収支精算書（別記第5号様式）

3 就労支援金受領書（別記第6号様式）

4 誓約書（別記第7号様式）

5 支援対象者を3か月雇用していたことを証する書類（出勤簿等）の写し

6 支援対象者の住民票

7 都道府県税の未納がないことを証明する納税証明書

8 支援金の振込先口座に係る通帳の写し

#### 第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、始良・伊佐地域振興局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年5月27日から施行する。